

大阪国際空港の制限表面の見直しについて

1. 背景

「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」において、都心部に近接する、羽田空港、伊丹空港、福岡空港、宮崎空港、那覇空港の5空港について、専門的・技術的観点から現行の制限表面の合理性の検証を行い、制限表面の見直しを検討することとされています。

これを踏まえ、各空港について検討を進めてきたところですが、羽田空港、宮崎空港の制限表面の見直しに続き、専門的・技術的観点からの検証を終えた大阪国際空港について、制限表面の見直しを実施するものです。

2. 見直しの趣旨及び概要

羽田空港及び宮崎空港の見直しの際と同様に、円錐表面及び外側水平表面について、飛行経路と当該経路の設定に必要な空域及び各空港の立地条件を勘案し、離着陸の安全性を確保した上で縮小可能な範囲を削除します。

航空機運航に関する最新の基準等に基づいて検証を行った結果、外側水平表面（概ね海拔307m）の一部について削減可能という結論が得られたので、大阪国際空港について、告示範囲を別図のとおり変更します。

※ ただし、今回の見直しで削減が予定される範囲には、関西国際空港及び神戸空港に係る制限表面が存するため、これらの区域と重なる部分については、それぞれの空港における高さ制限が引き続き存在することとなります（参考図参照）。

3. 今後の予定

今回の見直しについては、パブリックコメント、航空法に基づく公聴会の手続きの終了後、告示の改正を実施する予定です。